

## 京都家庭裁判所委員会（第33回）議事概要

### 1 日時

令和元年12月11日（水）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

京都家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

植屋伸一，小池覚子，澤田孝，菌田眞紀，竹内里欧，廣瀬朱実，堀朝樹，村松朋子，目黒重幸，山上真由美，山口隆範，山本拓生（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

野路少年部上席裁判官，大杉首席家庭裁判所調査官，大垣家事首席書記官，藤井少年首席書記官，永井事務局長，浅野事務局次長，村上次席家庭裁判所調査官，高島主任家庭裁判所調査官，鈴井主任家庭裁判所調査官，松木総務課長，谷村総務課課長補佐，吉畑総務課庶務係事務官

### 4 テーマ

少年に対する教育的措置について

### 5 議事概要

#### (1) 開会

#### (2) 新委員の紹介等

#### (3) 前回の委員会後の取組状況報告

成年後見制度を多くの国民に知っていただき，広く利用していただくための方策等について意見を伺い，委員からは関係機関との連携や医師へのアプローチの重要性等について意見が述べられた。京都家庭裁判所は，京都府を中心とした関係機関と頻繁に協議の場を持ち，組織的かつ計画的に働きかけを行うなどして，制度の利用促進に向けた取組を強めていることを説明した。

(4) 議事・意見交換（◎は委員長，○は委員，●は裁判所からの説明）

冒頭，裁判所から少年に対する教育的措置について説明の上，次の2点について意見を求めた。

ア 現在の教育的措置に関する意見

イ 今後の教育的措置に関する意見

- ◎ 裁判所から求められた上記2点について意見を伺いたい。
- 少年に対する教育的措置に関する裁判所の取組は少年犯罪予防の意味でも良いと思う。京都家庭裁判所でこのような教育的措置を受けている少年は年間何人くらいなのか。
- 年間50人程度である。
- 教育的措置を受けた少年の再犯率も気になる。裁判所による教育的措置を受けることで少年の再犯率は下がりそうだったと思った。
- 京都家庭裁判所で行われている万引き被害を考える教室は，物がほしいとかお金がないことを理由に万引きを行った少年には効果がありそうだが，ノリでやったとかイライラしていたという理由の場合にはその効果に疑問がある。このような動機の少年にはどのような教育的措置をすればよいのだろうか。
- 非行の度合いが軽い少年には効果があるように思われるが，非行が進んでいる少年にはこの程度の教育的措置では効果が少ないように思われる。
- 罪を犯した少年の保護者の罪に対する意識はどうか。保護者の中には罪を犯したことを軽く考えている人も多いのではないか。
- 犯罪被害について，金銭的な面だけでなく，人情的な面を押した方が少年に影響くのではないか。
- 万引きによって居場所や友人を失ったと述べる少年もいるようであるが，逆に万引きなどの逸脱行為によって居場所を得ている少年もいるのではないか。
- 被害者の気持ちを伝えるということは難しいものであるが，万引きの被害が与える影響を具体的に金額で示すことによって伝わりやすくなっていて良いと

思う。万引き被害を考える教室を受講させる少年を選別しているのか。

- 集団になじむ少年や非行性が軽い少年，処分が軽い少年に限定している。
- 非行性が軽い少年にこのような手当をして，深く考えてもらうことで今後につながっていくことになる。
- 万引きの被害を考える教室を受けても，再非行をする少年は一定数いるのか。
- 再非行率は，数値の取り方が難しい。講習を受けても再非行をする少年がいるのは事実であるが，決して無駄な取組というわけではなく，裁判所は今できることをしているということである。
- ある程度効果がありそうな少年を選別して，教育的措置を行うということであれば，一定の効果は望めそうだ。万引きをした少年を，その店で実際に働かせてみるなどしたら，パワーポイントを見て説明を受けるよりもさらに少年の心に響くと思う。
- 少年が罪を犯すことはどの家庭でも起こりうることなので，裁判所の取組はとても有意義なものであると感じた。
- 裁判所がこのような取組を行っていることを今回初めて知った。例えば，認知能力の低い少年に対する措置はあるのか。
- 認知能力の低い少年に対して，医療少年院では，薬物による医療的な働きかけというよりは，学校や家庭の中で本人の自尊心を低下させずに生活するための環境調整を行っている。医療機関に継続的に受診してもらうということが望ましい。
- ◎ 認知能力の低い少年に対して，どのような取組がなされているか。
- 裁判所としては個別に対応していくしかないのではないかと考えている。
- ノリやイライラを理由に万引きをした少年にはどのような働きかけが効果的か。
- 少年の中には狭い人間関係の中で目立てばいいと思っている者もいる。そのため，SNSで「いいね」を集めるために過激な動画をアップロードするとい

った承認欲求を満たすための行動に走る。他人からの評価ではなく，自尊感情を上げる教育をする必要があるのではないかと感じた。

- 集団型の講習以外のアプローチとして，社会福祉施設での社会奉仕活動を通じて人の役に立つことを気づかせることについてはどうか。
- 少年の社会性を高めることは重要であるので，よいアプローチだと思う。
- 非行をする少年には大人に認めてもらった経験がなかったり，親に褒められたことがない者が多い。職務上関わった少年を何気なく褒めたところ，その少年の目が輝いたという経験がある。少年の保護者に対して働きかけることも大事である。
- 保護者に対して，少年の自分勝手な行動がさらなる犯罪につながっていくことをしっかりと理解させるべきである。様々な種類の教育的措置の取組が必要と考える。
- ◎ 検察庁での取組を紹介されたい。
- 検察庁は入口支援として，刑務所に入る前の段階で，再犯をしないようにするため，福祉につなげる支援に力を入れている。ただし，福祉につなげたとしても，刑事手続を離れると継続的に関わることができないことが悩みどころである。
- ◎ 集団型の講習以外の教育的措置のメニューも紹介したが，御意見はあるか。
- 家庭裁判所は幅広く教育的措置を行っているという印象を受けた。家裁で関わることができる限られた時間で何ができるかという点を踏まえても，タイプを絞った教育的措置は良いと思う。少年の中には，他人のものを盗ってはいけませんが，本屋さんで売っているものは「他人」のものではないから盗んでもよい，と考えている者もいる。盗んだ本を返しに行くなどといった，体験的，経験的に少年に響くものがふさわしいと思う。
- 少年が社会に戻るときにどのように着地するか。教育的措置は多少の蓄積にはなるかなと思う。

- 自分の体を動かして経験することは大切であるので、引き続き取り組まれたい。
- 大人には犯した罪に対し刑罰を与えるが、少年は刑罰ではなく、二度と同じ間違いをしない自分になるように不断の努力をするよう伝えている。
- ◎ 今後、どのような取組をしていけばよいか。
- 少年は厳粛な場所に行った経験が少ないので、少年審判は厳粛に行うべきだろう。
- 子供は周囲の影響を受けやすく、流されやすい。大人との関係性が薄い子供が多いことから人間関係作りが重要である。親と大学の先生以外の大人と関わったことがないという大学生もいる。紹介のあった親子合宿などで、親が子供のことを見つめ直し、親子関係を再構築する必要がある。
- 日本は他の国と比べて少年の保護を考える国であり、少年の更生の可能性は高い。更生率が高くなれば、成人の犯罪が減るのではないかと期待している。
- 現代の子供はリアルな想像力が欠けているところがあり、人間関係の構築やコミュニケーションの重要性をしっかりと伝えてもらいたい。
- 短時間で質の高いアセスメントをして、少年の変化の契機になればいいと思う。また、教育的措置の種類がたくさんあるので、さらにこれが広がればいいと思う。
- 教育的措置はどうしても短期になってしまうので、継続的な働きかけが重要である。児童相談所などと包括的に少年をフォローすることがいいと思う。
- 少年の非行は、親子関係に起因している部分が多い。教育的措置が親子の信頼関係を作る機会になればいいと思う。
- 罪を犯す少年は「他人」の範囲が狭まっており、想像力が不足している。想像力を喚起するような場を設け、正解のない問いに対する答えを考える場を設けることが必要ではないかと思う。
- 少年が自分の犯した罪がどのような被害を与えるかを考える機会を作るのも

大事であるが、親が子供の罪をどのように受け入れ、どのように納得するか、それを親子で一緒に考えるプログラムが必要ではないかと思う。

- 少年の犯罪の大部分は保護者に起因していると考える。保護者に対する教育的措置をもっと分かりやすい形で行うべきだ。
- 現在家庭裁判所にある教育的措置のメニューの中にも、今以上にもっと深められるものがあると気づかされた。罪を犯した少年の家族に対し、今後も心に残るような教育的措置をできれば良いなと思う。

(5) 次回期日

令和2年6月29日（月）午後3時～